

令和 8 年 9 月 3 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

- 1 都市計画の種類
区域区分
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) ひたちなか市
ア 市街化区域に追加する部分
ひたちなか市 大字長砂 字渚 の一部
- 3 縦覧場所
茨城県土木部都市局都市計画課



茨城県告示第746号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項の規定において準用する同法第18条第 1 項の規定により、鹿島臨海都市計画区域区分を変更したので、同法第20条第 1 項の規定に基づき告示し、同条第 2 項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 3 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

- 1 都市計画の種類
区域区分
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 鹿嶋市
ア 市街化区域に追加する部分
鹿嶋市 大字平井 字灘 の一部
- 3 縦覧場所
茨城県土木部都市局都市計画課



茨城県告示第747号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項の規定において準用する同法第18条第 1 項の規定により、つくばみらい都市計画区域区分を変更したので、同法第20条第 1 項の規定に基づき告示し、同条第 2 項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 3 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

- 1 都市計画の種類
区域区分
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) つくばみらい市
ア 市街化区域に追加する部分
つくばみらい市 福岡工業団地 の一部
福岡 字古木山 の一部

南 字須賀 の一部
字大堀 の一部
字水喰 の一部
坂野新田 字坂野新田 の一部

3 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

茨城県告示第748号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項の規定において準用する同法第18条第 1 項の規定により、古河都市計画区域区分を変更したので、同法第20条第 1 項の規定に基づき告示し、同条第 2 項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 3 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

1 都市計画の種類

区域区分

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 古河市

ア 市街化区域に追加する部分

古河市 仁連 字新山 の一部

3 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

茨城県告示第749号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項の規定において準用する同法第18条第 1 項の規定により、日立都市計画区域区分を変更したので、同法第20条第 1 項の規定に基づき告示し、同条第 2 項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 3 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

1 都市計画の種類

区域区分

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 常陸太田市

ア 市街化区域から削除する部分

常陸太田市 大森町 字北浦、字松沢、字清水、字表前原、字前原及び字野際 の各一部

3 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

つくばみらい都市計画区域区分の変更（茨城県決定）

都市計画区域区分を次のように変更する。

1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分
「計画図表示のとおり変更する」
2. 人口フレーム

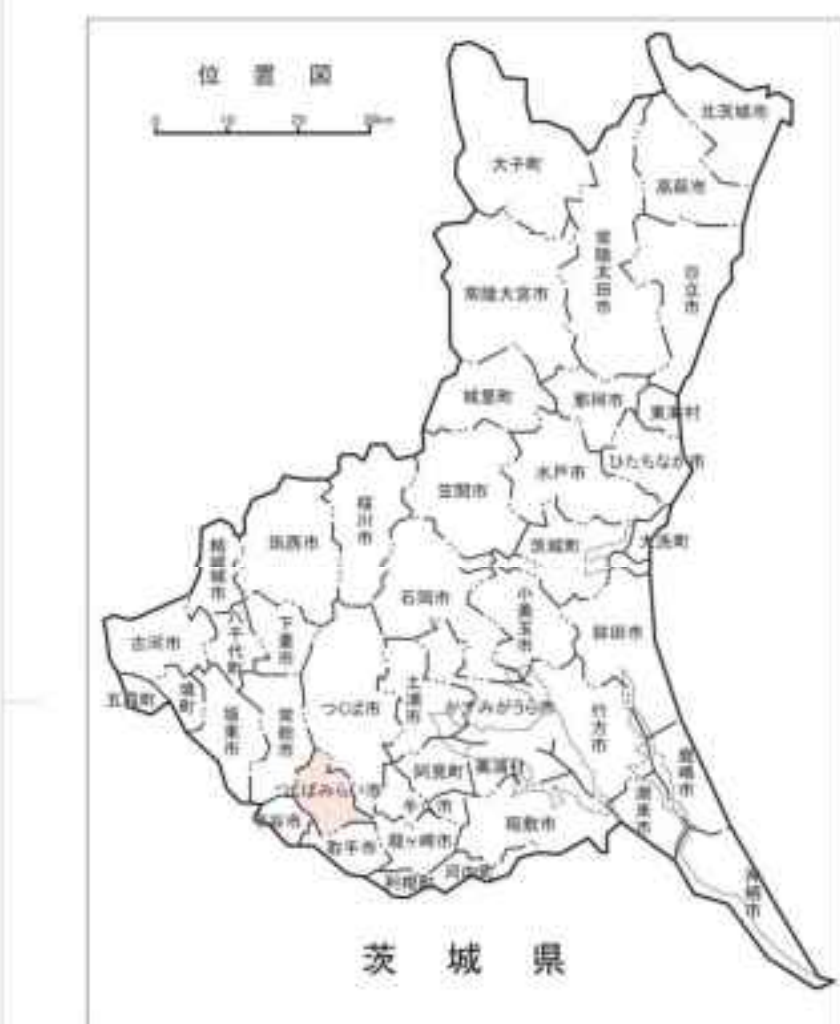
年次		2020 年（令和 2 年） （基準年）	2030 年（令和 12 年） （基準年の 10 年後）
区分	都市計画区域内人口	49.9 千人	54.3 千人
	市街化区域内人口	29.5 千人	39.2 千人
	保留する人口	—	※42.2 千人

※ 県南圏域の人口フレームによる。

理 由

本都市計画区域の「整備、開発及び保全の方針」や都市計画基礎調査等を踏まえ、本案のとおり区域区分の変更を行い、本都市計画区域の計画的な市街化を図るものである。

1:20,000



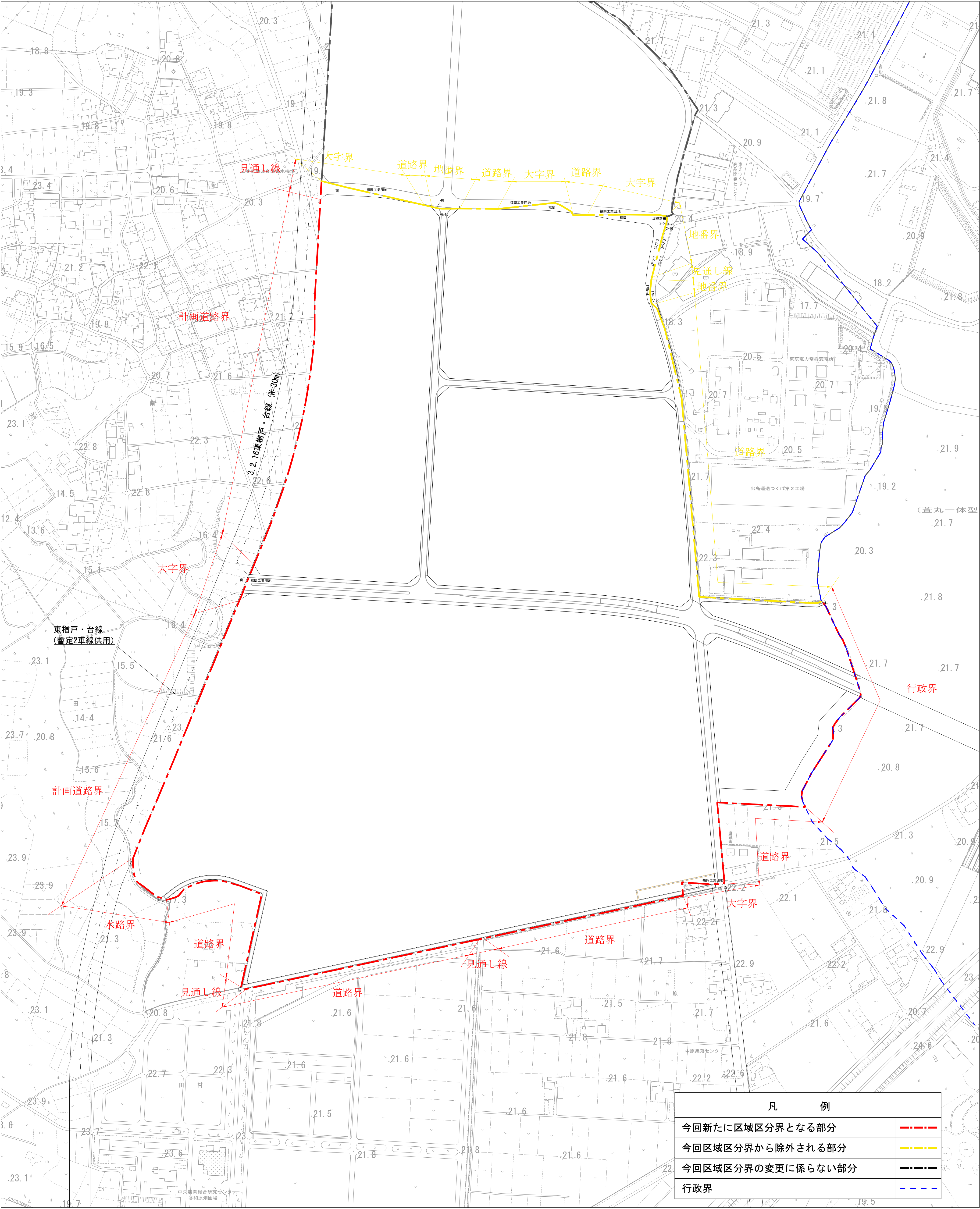
番 号	1
区 分	即時編入
地区名	つくばみらい稲荷地区
面 積	約70.7ha
理 由	本都市計画区域の「整備、開発及び保全の方針」や都市計画基礎調査等を踏まえ、本案のとおり区域区分の変更を行い、本都市計画区域の計画的な市街化を図るものである。

都 市 計 画 道 路					
道路番号	道 路 名	幅員	車線数	延長	
2.2.1	小張・大田線	30m	4	2,550m	
2.2.2	小張・南大橋線	30m	4	630m	
※、この道路は、昭和40年度から昭和41年度に於ける都市計画道路として指定されたものである。					
3.3.3	炭岡・吉井線	25m	2	5,690m	
3.3.4	路ノ上・香取線	25m	2	990m	
3.3.5	新田橋・山内線	18m	2	476m	
3.3.6	新田橋・小田線	18m	2	3,960m	
3.4.7	岡・西原線	16m	2	420m	
3.2.8	寺谷・寺谷線	30m	4	1,640m	
3.3.9	路ノ上・東橋線	25m	4	3,800m	
3.4.10	朝 代 線	12m	3	730m	
3.4.11	大山・大田線	18m	2	1,740m	
3.4.12	上田橋・大田線	18m	2	6,220m	
3.4.13	寺谷・大田線	18m	2	2,660m	
3.4.14	小田橋・大田線	16m	2	1,220m	
※、この道路は、昭和40年度から昭和41年度に於ける都市計画道路として指定されたものである。					
3.4.15	大田・大田線	16m	2	1,530m	
3.2.16	東橋・路ノ上線	25m	4	5,580m	
3.2.17	東橋・路ノ上線	25m	4	370m	
3.2.18	路ノ上・東橋線	20m	2	1,610m	
※、この道路は、昭和40年度から昭和41年度に於ける都市計画道路として指定されたものである。					
3.4.19	路ノ上・西橋線	16m	2	3,560m	
3.4.20	寺谷・大田線	18m	2	1,010m	
3.2.21	寺谷・寺谷線	30m	4	3,690m	
3.3.22	南・中田線	27m	4	880m	
3.4.23	香取線	16m	2	1,010m	
3.4.24	中 屋 線	18m	2	680m	

例	
-----	日 本 計 画 区 域 界 限
市 街 化 区 域	市 街 化 区 域
都 市 計 画 道 路	都 市 計 画 道 路
用 途 地 域 区 分	
第一種低層住居専用地域	第一種低層住居専用地域
第一種低層住居専用地域	第一種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域
第一種住居地域	第一種住居地域
第二種住居地域	第二種住居地域
準住居地域	準住居地域
近隣商業地域	近隣商業地域
工業地域	工業地域
工業地域	工業地域
工業専用地域	工業専用地域
都市計画公園	都市計画公園
準防火地域	準防火地域
学 小・中・高等学校	学 小・中・高等学校
幼 稚 園	幼 稚 園
保 育 園	保 育 園
図 書 館	図 書 館
下 小清水処理センター	下 小清水処理センター
汚 汚物処理施設	汚 汚物処理施設
(P) ボンブ場	(P) ボンブ場
排水区域	排水区域
土地地区整備事業	土地地区整備事業
常設自動車道	常設自動車道
都市高速鉄道	都市高速鉄道
小清水地区整備計画に示す主要部 (諸施設A地区、諸施設B地区)	小清水地区整備計画に示す主要部 (諸施設A地区、諸施設B地区)
地区区分	地区区分

凡 例	
	市街化区域編入される区域界

つくばみらい都市計画区域
区域区分計画図（つくばみらい福岡地区）



凡 例	
今回新たに区域区分界となる部分	---
今回区域区分界から除外される部分	---
今回区域区分界の変更に係らない部分	---
行政界	---

0 100 200 300 400 m
S=1:2,500

